



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

過納付相続税相当額の国家賠償請求を認容

ー固定資産税評価の誤りと相続税過大納付の相当因果関係ー

今回ご紹介する判決は、被告市長が必要ながけ地補正等を行わず過大に決定した固定資産税評価額を基に倍率方式により土地の評価をしたため、相続税の過大納付となった事例です。判決では、被告市長の過失を認定し、更正の請求が認められず過納付となった相続税相当額を損害として認定し、原告の国家賠償請求を全部認容しています。(平成18年5月17日横浜地裁・認容・Z888-1095)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

【事案の概要】

平成3年5月10日相続開始の本件相続税申告のため、原告Aは本件土地(財産評価通達21に規定する倍率方式により評価すべき土地に当たる。)の固定資産税評価証明書を取得する過程で他の山林が現況地目宅地として課税されていることを知り、土地の固定資産価格が相当であるのか疑問を抱きました。原告Aは、土地の調査を申請し、その結果、市役所職員Eは実測図と土地の現況を確認の上、奥行価格逓減割合法の補正率を0.95から0.90に変更し、修正固定資産価格(4383万1749円)の決定をしました。原告Aは本件価格に倍率5.9を乗じて土地の相続税評価を行い申告書を提出しました。

その後、平成15年度の固定資産価格が不当に高額ではないかと疑問を抱いた原告Aは、市役所に再度調査を依頼し、資産税課係長Fらの現況の調査及び資料に基づく検討の結果、市役所は評価方法の誤りを認め、また、固定資産評価審査委員会の決定に基づき、平成15年7月1日及び同年12月1日に、平成3年度ないし14年度の過大に納付された固定資産税を原告Aに返還しました。

原告Aは、当該修正固定資産価格に基づき本件土地の評価をやり直し、平成15年12月22日に更正の請求をしましたが却下され、本件国家賠償請求を提起するにいたりました。

裁判所は、被告市長は固定資産評価に当たり、固定資産評価基準及び同基準を補完する事務取扱要領に拘束されることを前提として、被告市長の過失・違法性を認定し、原告の過納付相続税相当額の全額(1956万600円)を損害額と認定しました。

【裁判所の判断】

- 1 被告市長は、特別の事情がない限り、評価基準及び事務取扱要領に拘束され、これらの規範に従って適切に固定資産の価格を決定する注意義務を負い、その適用に当たって被告市長の裁量は著しく制約されているというべきである。したがって、被告市長において、評価資料を収集し、これに基づき固定資産価格を決定する上において、上記規範に従わず職務上通常尽くすべき注意義務を怠り漫然と固定資産の価格を決定したといえる場合には、その行為には国家賠償上の過失及び違法性が認められるというべきである。
- 2 本件事実関係の下においては、平成3年当時被告市長としては、本件土地に係る固定資産価格について誤った評価を行えば、その後に行なわれる相続税の課税価格に影響を及ぼし、原告Aらが適正な相続税額を納付することができないことは十分に予見し又は予見することが可能であったといえるから、被告市長の過失と原告らが被った相続税の過納付の損害との間には、相当因果関係が認められるというべきである。……………(税法データベース編集室 正木洋子)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

◇以上の判決について詳細(全文・A4版36枚)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込)で頒布しますのでご一報ください。